

# ★ご確認ください★（交付申請書・計画書の提出）

こちらは、  
令和6年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例金(岡山県)  
の資料です

## 【用意・提出いただくもの】

### ①交付申請書(第1号様式)

※計画書の基本情報入力シート、別紙様式2-1の内容を転記いただく形となります

### ②処遇改善計画書(別紙様式2-1、2-2)

※障害者・障害児それぞれ別様式となっています。ご注意ください。

※基本情報入力シートの提出は不要です

## ★注意★

①②の提出は、郵送のみとなります。  
(メール、FAXでは提出できません)

# 交付申請書・計画書の提出について(まとめ)

①提出日等 令和6年4月1日(月)～令和6年4月15日(金) ※当日消印有効

※4月1日(月)以前に提出されたものは受付いたしません。

(提出があった場合は返送いたします。)

②提出方法 郵送のみ【福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 担当宛】

郵送先 〒700-0823 岡山市北区丸の内2-12-22  
第三小野ビル 2階会議室

※現行の処遇改善加算の申請先とは異なります。ご注意ください。

③問合せ 国のコールセンター 050-3733-0230

受付時間:9時00分から18時00分(土日含む)

県のコールセンター 086-226-7079 ※開通は令和6年4月2日から

受付時間:9時30分から16時30分(土日祝日を除く)

# 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金(フロー①)

令和6年

前回(R4)お願いしていた2, 3月の賃上げの報告は今回不要

2月、3月分の賃金改善は基本給UPでも一時金によるものでも構いません

2月

介護職員  
その他職員

2月勤務分を賃上げ  
(払いは月遅れ可)

法人・事業所

・補助金の概要等を  
周知

県

3月

介護職員  
その他職員

3月勤務分を賃上げ  
(払いは月遅れ可)

法人・事業所

・補助金の概要、計画  
書様式等を周知

・計画書作成の依頼

県

4月

介護職員  
その他職員

4月勤務分を賃上げ  
(払いは月遅れ可)

法人・事業所

・計画書の提出

県

5月

介護職員  
その他職員

5月勤務分を賃上げ  
(払いは月遅れ可)

法人・事業所

県

4月分以降は基本給UPによる賃金改善でなければなりません

# 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金(フロー②)

令和6年

交付金は5月勤務分までですが、6月勤務分以降も同等の賃上げが継続的に必要です(報酬改定が実施される予定)



# 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 今後のスケジュール(予定)

スケジュールは現時点での暫定的なものであるため、今後変更が生じる場合があります

令和6年 2月～	賃金改善の開始 ※←今回(R6)、賃金改善の報告(電子申請)は不要
〃 3月15日(金)	交付申請書・計画書の様式(岡山県版)を公表
〃 4月15日(月)	交付申請書・計画書の提出期限
〃 6月中旬頃	交付決定通知の送付(県→法人・事業所)
〃 6月末日頃	第1回(注1) 交付金支払(県→法人・事業所)
〃 7月末日頃	第2回(注2) 交付金支払(県→法人・事業所)
〃 8月中旬頃	変更交付申請書の提出期限
〃 8月末日頃	過誤調整分の支払など ※一部法人・事業所のみ
〃 9月下旬頃	実績報告書の提出依頼
〃 9月末日頃	変更交付決定通知の送付及び交付金支払 ※一部法人・事業所のみ
〃 10月末日頃	実績報告書の提出期限

(注1)令和6年2月・3月・4月サービス提供実績に基づく交付金

(注2)令和6年5月サービス提供実績に基づく交付金